

住民税の寄附金税額控除を受けるには申告が必要です。

地方自治体や一定の団体に対して2,000円を超える寄附をした場合、住民税の税額控除を受けることができます。確定申告で住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の第二表の「住民税（・事業税）に関する事項」等に寄附先及び寄附金額を記載し、領収書を添付の上、税務署に提出する必要があります。

もし第二表の「住民税（・事業税）に関する事項」に記載を忘れた場合、住民税では寄附金税額控除が適用されない場合があります。ただし、寄附した年から5年以内であれば、市役所へ修正申告を行うことができます。（この場合、修正処理に時間がかかることがあります。）

記入箇所

【確定申告 A（第二表）】

確定申告書 A (第二表) の記入箇所を示す図。左側の表には、所得の内訳、所得控除、住民税に関する事項、雑損控除に関する事項、寄附金控除に関する事項、配当割額に関する事項、非上場株式の少額配当等に関する事項、住民税・事業税に関する事項が記載されています。右側の欄には、本人に関する事項、寄附金控除に関する事項、住民税に関する事項が記載されています。青い矢印は、右側の欄の「寄附金控除に関する事項」および「住民税に関する事項」の欄を指しています。

確定申告書 A (第二表) の「本人に関する事項 (13~16)」および「寄附金控除に関する事項 (24)」の欄の拡大図。右側の欄には「本人に関する事項」があり、「寄附金控除に関する事項」には「寄附先の名称等」と「寄附金」の欄があります。

確定申告書 A (第二表) の「住民税に関する事項」の欄の拡大図。この欄には「住民税」の項目があり、非上場株式の少額配当等、非居住者の特別、配当割額控除額、特定配当等の全部の申告不要、給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法、特別徴収、自分で納税、都道府県・市区町村への寄附（特別控除対象）、共同基金・日赤その他の寄附、都道府県条例指定寄附、市区町村条例指定寄附が記載されています。

【確定申告 B（第二表）】

確定申告書 B (第二表) の記入箇所を示す図。左側の表には、社会保険料控除等に関する事項、所得の内訳、所得控除、雑損控除に関する事項、寄附金控除に関する事項、配当割額に関する事項、非上場株式の少額配当等に関する事項、住民税・事業税に関する事項が記載されています。右側の欄には、総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項、雑損控除に関する事項、寄附金控除に関する事項、住民税・事業税に関する事項が記載されています。青い矢印は、右側の欄の「寄附金控除に関する事項」および「住民税・事業税に関する事項」の欄を指しています。

確定申告書 B (第二表) の「総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項 (11)」および「寄附金控除に関する事項 (28)」の欄の拡大図。右側の欄には「総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項」があり、「寄附金控除に関する事項」には「寄附先の名称等」と「寄附金」の欄があります。

確定申告書 B (第二表) の「住民税・事業税に関する事項」の欄の拡大図。この欄には「住民税」の項目があり、非上場株式の少額配当等、非居住者の特別、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要、給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法、特別徴収、自分で納税、都道府県・市区町村への寄附（特別控除対象）、共同基金・日赤その他の寄附、都道府県条例指定寄附、市区町村条例指定寄附が記載されています。